

# 電波監理審議会（第957回）議事要旨

## 1 日 時

平成22年9月7日（水）13:00～

## 2 場 所

総務省会議室（共用10階会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

### (2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

### (3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

田中情報流通行政局長、稲田大臣官房審議官他

## 4 議 事 模 様

### 207. 5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する 計画の認定について （諮問第31号）

これまでの審議・答申を踏まえた形で今後の審議を進めることとし、開設指針に係る要件審査については、両申請者共に審査基準を満たしているものと判断し、比較審査について各申請内容に係る事実関係を総務省へ確認した後、比較審査基準項目に照らし合わせながら審議を行い、評価素案を作成した。その後、答申書の案文の形式について審議を行なった。

#### ア 主な質疑応答

- ・ 特定基地局の整備計画について、カバー率の算出方法が両申請者で異なっている点について具体的に何が違うのか、との質問に対し、株式会社マルチメディア放送（以下「株マルチメディア放送」という。）は、電界強度の算出について、昭和35年郵政省告示第640号（「放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電

界強度の算出の方法)」の計算式において考慮されていないVHF帯の都市減衰を考慮して、より厳しめにカバー率を算出しており、メディアフロッジジャパン企画株式会社（以下「メディアフロッジジャパン企画株」という。）は、当該告示の算出方法に従って算出した電界強度に基づきカバー率を算出している、との回答があった。

- ・小数点以下のカバー率の差についてどのような解釈が可能と考えるか、との質問に対し、その違いをどう解釈するのかという点も含めて評価してほしいため総務省としての解釈は差し控えるとの回答があった。
- ・屋内での受信環境について両申請者はどのようなになっているか、との質問に対し、(株)マルチメディア放送は開設計画では屋内受信に関する記載はなく、メディアフロッジジャパン企画株は平成27年度末で全国90%以上の世帯において屋内受信が可能となるとしており、壁の通過損失等を考慮したシミュレーションモデルの補正を実施している、との回答があった。

さらに、両者から追加資料を求めたところ、平成27年7月時点において(株)マルチメディア放送は87%、メディアフロッジジャパン企画株は88.4%の世帯で屋内受信が可能とのデータが出ているが、両者の数値の算出の前提条件は一致していないと考えられる、との回答があった。

- ・受信設備の普及スケジュールは各者どのようなになっているか、との質問に対し、両者とも受信設備を製造・販売するため、民間標準化団体において「標準規格」や「運用規定」を策定し、並行して受信設備の企画・検討、設計、開発を進めることとしており、両者とも平成23年後半に実用受信設備の発売を開始予定、との回答があった。
- ・受信設備の普及予測の具体的数値は、両者どのような根拠に基づき見積もったのか、との質問に対し、以下のとおり回答があった。
  - i) (株)マルチメディア放送は、携帯電話事業者2社から、携帯電話端末について平成28年度時点で約5,000万台普及する旨の計画について、経営レベルでの協力了解を取り付けており、当該普及台数は、携帯電話出荷台数の過去の推移から今後の2社の携帯電話端末の総出荷台数を推定し、チップの搭載が困難な一部のスマートフォン端末を除いた上で、経営レベルで了解を取り付けた搭載率を乗じ、さらに買換サイクルも考慮して算出している。
  - ii) メディアフロッジジャパン企画株は、携帯電話事業者から携帯電話端末の販売につい

て「販売開始時に1機種以上、それ以降は普及に向けて最大限の努力を行う」旨の意図表明の連絡を受領している。当該携帯電話事業者の新規販売台数に、想定される受信機能の搭載率を乗じて、機種変更や解約を考慮し、搭載された携帯電話の台数を算出した上で、当該携帯電話事業者の市場全体におけるシェアで割り戻すことで普及端末台数を算出している、との回答があった。

- ・受信設備に搭載するチップの開発実績と開発計画は、各者どのようになっているのか、という質問に対し、メディアフロージャパン企画㈱は既にチップを開発済みであり、㈱マルチメディア放送は、チップの開発も含め平成23年後半に実用受信設備の販売開始に間に合うように進めるとしている、との回答があった。
- ・ISDB-Tmm方式では、13セグと1セグの両方が併存することにより、委託放送事業者が利用しにくいのではないかという議論があるが、この点についてはどう考えるべきか、という質問に対し、委託放送事業者の希望によるところが非常に大きいためコメントすることは困難だが、昨年の参入希望調査の結果1セグ部分への参入希望者も複数社いたため、客観的事実としては1セグ部分への参入を希望している事業者も存在する、との回答があった。
- ・特定基地局の設置場所の確保に関するメディアフロージャパン企画㈱の現地調査等の状況について、利用を想定している放送事業者のテレビジョン送信所の中には、①耐震補強工事を検討中、②鉄塔が老朽化しているため利用不可、③デジタル共用で4局共建で27年近く使用しており空きスペースがない旨、管理者から状況を確認している設置場所で基地局設置計画を立てている場所もあるとのことだが、これらの場所を使用できると判断している根拠は何か、との質問に対し、同社が実施した事前調査の結果により利用可能と判断したとの回答を得た、との回答があった。
- ・特定基地局の設置場所の確保に関し、メディアフロージャパン企画㈱の特定基地局のうち耐震補強工事を検討中等のような状況にある基地局数は全体のどれくらいにあるのか、また、仮にこれらの基地局が使用できないとなった場合、前述の比較審査項目におけるカバー率への影響の可能性はどの程度のものか、という質問に対し、総務省で確認できているのは、全体865局のうちそれぞれ1局のみであり、仮にこれらの特定基地局が使用できなかった場合のカバー率への影響は数値として把握していない、との回答があった。

- ・設置場所の確保について関係者との協議はどのように進めているか、という質問に対し、(株)マルチメディア放送は東京スカイツリーの利用を前提とした覚書の締結やほぼ全ての調整先との社長・代表者クラスの名義・押印のある確認書を受領しており、メディアフロージャパン企画(株)はすべての特定基地局について、議事メモ的な書類が添付されている、との回答があった。
- ・ブースター障害対策について、(株)マルチメディア放送は、対策工事が必要となる世帯数がメディアフロージャパン企画(株)より多いにもかかわらず、事前周知広報・対策工事にかかる費用がメディアフロージャパン企画(株)より少ないのは何故か、という質問に対し、(株)マルチメディア放送は、放送局の施設を利用して置局を行う予定であるため、事前に周知を行うことが必要な世帯数を絞り込んだ上で周知を行うのに対し、メディアフロージャパン企画(株)は、既存の放送局以外の場所も利用して多数置局を行うことから、ブースター障害が起こりうる世帯をほぼ全て事前周知する必要がある世帯数として算出していること、また、メディアフロージャパン企画(株)はコールセンターでの手厚い対応や複数の対策手段の想定等を行っており、これらにより費用に差が出たと考えられる、との回答があった。
- ・事業収支計画について、これまで他の免許等審査の際に提出された事業収支計画は、大体計画どおりの実績となっているのか、という質問に対し、当初予定から変動する可能性はあり、今回の財務的基礎の評価にあたって、計画を確実に遂行できるかという観点からも判断いただきたい、との回答があった。
- ・両申請者はどのような実証実験を行っているかとの質問に対し、メディアフロージャパン企画(株)は沖縄ユビキタス特区での実験、(株)マルチメディア放送は東京タワーでの実験を行っており、メディアフロージャパン企画(株)は、実験の中で総走行距離8,000 km超の走行を行って、これから得た大量のデータを基に伝搬モデルの精度を向上させている、との回答があった。
- ・両申請者で標準化活動に違いがあるか、という質問に対し、両申請者とも国内標準規格化に向けて作業中である、との回答があった。また、I S D B - T m m方式について、I T Uの会合における勧告改訂草案の提案等を実施中であり、一方、M e d i a F L O方式は、I T U等において標準技術として承認済みである、との回答があった。

イ 今後の審議について

答申書案及び評価結果案の作成は会長に一任され、次回審議会で提示することとなった。

( 文責：電波監理審議会事務局)